

令和 8 年

長岡市教育委員会
8 月定例会

議 案

議案第 43 号

令和 7 年度教育に関する事務の管理及び執行の点検及び
評価報告書について

令和 7 年度教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価報告
書を別紙のとおり定める。

令和 8 年 8 月 18 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

議案第 44 号

長岡市教育委員会表彰被表彰者の決定について

令和 8 年度長岡市教育委員会表彰の被表彰者を別紙のとおりとする。

令和 8 年 8 月 18 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

No.	該当条項（第2条）		功績内容	功績にかか る在職年数	候補者名	内申者	備考	適	否
1	第3号	学校教育の向上	長岡市公立学校通学区区域審議会 委員	11年 5月	タムラ ケイコ 田村 恵子	学務課	在職10年以上 15年未満で辞職した者		
2			学校運営協力者（総合的な学習 の時間への協力等）	15年 4月	ノガミ シゲル 野上 茂	千手小学校	15年以上続け その功績が顕著な者		
3			学校運営協力者（総合的な学習 の時間への協力等）	23年 4月	クマハラ ユタカ 熊原 豊	川崎東小学校	15年以上続け その功績が顕著な者		
4			学校運営協力者（総合的な学習 の時間への協力等）	23年 4月	オオクチ セイサクミアイ 大口れんこん生産組合	上通小学校	15年以上続け その功績が顕著な者		
5	第5号	芸術及び文化の 向上	芸術文化団体の役員	18年 4月	ツボウチ セツザン 坪内 雪山 (本名：坪内 章吉)	文化振興課	在職15年以上続け その功績が顕著な者		
6			芸術文化団体の役員	24年	マルヤマ ユキオ 丸山 幸夫	文化振興課	在職15年以上続け その功績が顕著な者		
7	第6号	体育の向上	スポーツ推進委員	21年	カワウチ ミホ 河内 美穂	スポーツ振興課	在職10年以上 25年未満で辞職した者		
8			スポーツ推進委員	16年	コマガタ コウイチ 駒形 晃一	スポーツ振興課	在職10年以上 25年未満で辞職した者		
9			スポーツ推進委員	10年	タカハシ シンイチ 高橋 信一	スポーツ振興課	在職10年以上 25年未満で辞職した者		
10			スポーツ推進委員	12年	ノザワ ユリカ 野澤 百理香	スポーツ振興課	在職10年以上 25年未満で辞職した者		
11			スポーツ推進委員	18年	ホカリ ケイシ 穂刈 恵司	スポーツ振興課	在職10年以上 25年未満で辞職した者		
12			スポーツ推進委員	14年	ミサワ マサアキ 三澤 正亮	スポーツ振興課	在職10年以上 25年未満で辞職した者		
13			スポーツ推進委員	14年	ヤマシタ タカシ 山下 孝	スポーツ振興課	在職10年以上 25年未満で辞職した者		
14			スポーツ推進委員	12年	ヤマダ ユタカ 山田 豊	スポーツ振興課	在職10年以上 25年未満で辞職した者		
15			スポーツ協会及び加盟競技団体の 役員	21年	フルカワ サチオ 古川 幸男	スポーツ振興課	在職15年以上続け その功績が顕著な者		
16	第7号	保健衛生 及び体位の 向上	幼稚園医、保育園医、学校医、 柿が丘学園医及び双葉寮医（歯 科医・薬剤師含む）	16年	カトウ ヒデオ 加藤 英雄	学務課	在職15年以上 25年未満で辞職した者		
17			母子保健推進員	20年	サイトウ カズコ 齋藤 和子	こども家庭セン ター	在職15年以上 25年未満で辞職した者		
18			母子保健推進員	18年	タカハシ ミエコ 高橋 美恵子	こども家庭セン ター	在職15年以上 25年未満で辞職した者		
19			母子保健推進員	20年	タネベ フミヨ 種部 文代	こども家庭セン ター	在職15年以上 25年未満で辞職した者		
20			母子保健推進員	16年	ノグチ サトコ 野口 聡子	こども家庭セン ター	在職15年以上 25年未満で辞職した者		
21			母子保健推進員	20年	ハッタ ユミヨ 八田 由美子	こども家庭セン ター	在職15年以上 25年未満で辞職した者		
22			母子保健推進員	18年	ホサカ コ 保坂 みや子	こども家庭セン ター	在職15年以上 25年未満で辞職した者		

議案第 45 号

事務の委任について

令和 8 年 8 月 6 日長行第 33 号の協議について、協議のとおり同意する。

令和 8 年 8 月 18 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長 行 第 33 号
令和8年8月6日

長岡市教育委員会 様

長岡市長 磯田 達伸

事務の委任について（協議）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、下記のとおり委任について協議します。

記

1 協議内容

被措置児童等虐待対応ガイドライン（令和 7 年 10 月 1 日）の適用に伴い、被措置児童等虐待に関して関係部局の連携体制や、通告等があった 場合の具体的対応についての体制整備に加え、対象施設の協議会等との連携の強化及び被措置児童等虐待対応の周知等を図る必要がある。

また、被措置児童等の権利が侵害されている場合は、こどもの保護や、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく施設等への適切な指導等を行う必要がある。

このことから、関連する事務の委任の内容変更及び、関連する事務を新たに委任するもの。

2 長岡市事務委任規則改正内容

別紙のとおり

3 実施年月日

公布の日

（担当：総務部行政管理課 相川）

長岡市事務委任規則の一部を改正する規則

長岡市事務委任規則（昭和57年長岡市規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分及び改正後部分に字句が記されている場合は改正前部分に記された字句を改正後部分に記された字句に改め、改正前部分に字句が記されず、改正後部分に字句が記されている場合は当該改正後部分に記された字句を当該記載の箇所に加える。

改正後	改正前
（教育委員会への事務委任） 第4条 次に掲げる事務については、長岡市教育委員会に委任する。 (1)～(30) (略) (31) 児童福祉法第34条の15第1項に規定する乳児等通園支援事業の実施<u>その他の事務</u>に関すること。 (32) 児童福祉法第34条の15第2項に規定する家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可<u>その他の事務</u>に関すること。 (33) 子ども・子育て支援法第27条に規定する施設型給付費、同法第29条に規定する地域型保育給付費、同法第30条の11に規定する施設等利用費及び同法第30条の20に規定する乳児等支援給付費に係る確認<u>その他の事務（給付に関することを除く。）</u>に関すること。 (34)～(35) (略) (36) <u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する幼保連携型認定こども園及び幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関すること。</u>	（教育委員会への事務委任） 第4条 次に掲げる事務については、長岡市教育委員会に委任する。 (1)～(30) (略) (31) 児童福祉法第34条の15第1項に規定する乳児等通園支援事業の実施_____に関すること。 (32) 児童福祉法第34条の15第2項に規定する家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の認可_____に関すること。 (33) 子ども・子育て支援法第27条に規定する施設型給付費、同法第29条に規定する地域型保育給付費、同法第30条の11に規定する施設等利用費及び同法第30条の20に規定する乳児等支援給付費に係る確認_____に関すること。 (34)～(35) (略) _____ _____ _____ _____ _____

附 則
(施行期日)
この規則は、公布の日から施行する。

議案第 47 号

条例改正の申出について

長岡市保育園条例の一部改正を別紙のとおり申し出るものとする。

令和 8 年 8 月 18 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

長岡市保育園条例の一部を改正する条例

長岡市保育園条例（平成13年長岡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正前部分」という。）及び当該改正前部分に対応する同表の改正後の欄中の下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）について、改正前部分に字句が記され、改正後部分に字句が記されていない場合は当該改正前部分に記された字句を削り、次の表の改正前の欄中の表の実線で記された罫線に対応する次の表の改正後の欄中の表の罫線が破線で記されている場合は当該罫線を削るものとする。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
		長岡市立昭和保	長岡市昭和2丁目2
		育園	番5号
(略)		(略)	

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

長岡市保育園条例の一部改正について

1 改正理由

令和 8 年度末をもって長岡市立昭和保育園を閉園することに伴い、所要の改正を行うもの

2 改正内容

長岡市保育園条例（平成 13 年長岡市条例第 27 号）の別表「長岡市立昭和保育園」の項を削る。

3 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日

議案第 48 号

補正予算の要求について

令和 8 年 9 月補正予算を別紙のとおり要求する。

令和 8 年 8 月 18 日提出

長岡市教育委員会

教 育 長 金 澤 俊 道

令和8年9月補正予算見積総括表

(単位：千円)

課 名	歳 入 補正額	歳 出 補正額	事業名及び事業の概要	要求額	説 明
教育総務課	1,250	1,250	【歳 入】 (寄附金・寄附金・教育費寄附金) ・教育総務費寄附金 。小国小学校のための寄附金 。学校図書充実のための寄附金	1,000 250	・ 寄附の申し出があったもの
			【歳 出】 (教育費・小学校費・教育振興費) 。教材整備事業費 (教育費・中学校費・教育振興費) 。図書購入費	1,000 250	・ 寄附者の意向に沿い小国小学校が希望する備品等を購入するもの ・ 寄附者の意向に沿い中学校校図書館図書を購入するもの
子ども 政策課	0	70,422	【歳 出】 (総務費・総務管理費・諸費) ・国・県補助金等返還金過年度分 。国に対する返還金	8,240 6,149 16,907 3,133 586 33,750 290	過年度事業費の確定に伴う精算返還金 ・ 令和7年度物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金 ・ 令和7年度物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金 ・ 令和7年度児童手当国庫交付金 ・ 令和7年度出産・子育て応援交付金 ・ 令和6年度出産・子育て応援交付金 ・ 令和7年度妊婦のための支援給付交付金 ・ 令和7年度妊婦のための支援給付事業費補助金
			。県に対する返還金	1,367	・ 令和7年度児童手当県交付金
こども家庭 センター	0	333	【歳 出】 (総務費・総務管理費・諸費) ・国・県補助金等返還金過年度分 。国に対する返還金	73 33	過年度事業費の確定に伴う精算返還金 ・ 令和7年度地域生活支援事業費等補助金 ・ 令和7年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金
			。県に対する返還金	164 63	・ 令和7年度市町村う蝕予防事業補助金 ・ 令和7年度地域生活支援事業費等補助金

令和8年9月補正予算見積総括表

(単位：千円)

課 名	歳 入 補正額	歳 出 補正額	事業名及び事業の概要	要求額	説 明
保育課	10,093	17,531	【歳 入】 (諸収入・雑入・過年度収入) ・ 過年度収入 。令和7年度県補助金精算金 (諸収入・雑入・雑入) ・ 雑入 。過年度分補助金返還金	4,001	過年度事業費の確定に伴う精算金 ・ 令和7年度新潟県施設型給付費地方単独費用県費補助金
				1	・ 令和6年度（令和5年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額）
				1	・ 令和6年度（令和5年度からの繰越分）保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額）
				6,090	・ 平成28年度（平成27年度からの繰越分）保育所等整備交付金
保育課	10,093	17,531	【歳 出】 (総務費・総務管理費・諸費) ・ 国・県補助金等返還金過年度分 。国に対する返還金		過年度事業費の確定に伴う精算返還金
				4,149	・ 令和7年度子育てのための施設等利用給付交付金
				361	・ 令和7年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金
				2,038	・ 令和7年度保育対策総合支援事業費補助金
				60	・ 令和7年度（令和6年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金
				1,992	・ 令和7年度（令和6年度からの繰越分）就学前教育・保育施設整備交付金
				4	・ 令和7年度子ども・子育て支援施設整備交付金
				4,060	・ 平成28年度（平成27年度からの繰越分）保育所等整備交付金
				1	・ 令和6年度（令和5年度からの繰越分）保育対策総合支援事業費補助金（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額）
				1	・ 令和6年度（令和5年度からの繰越分）保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額）
合 計	11,343	89,536	。県に対する返還金	1,470	・ 令和7年度子育てのための施設等利用給付交付金
				3,391	・ 令和7年度保育対策総合支援事業費補助金
				4	・ 令和7年度子ども・子育て支援施設整備交付金